

# 中間到達度検証試験（その1）の解説（骨子）

2021年5月7日

松岡 久和

## 【出題の趣旨】

次の論点を意識して問題を作成した。いくつ的確に拾い出して論じられるか。6個以上は拾い出して欲しい。

- ①契約の当事者と契約上の請求の法的構成（ $X_1$ は明白だがAはどうか。なお、 $X_2$ がAを相続していることは請求原因として不可欠）
- ②契約上の債務内容と債務不履行の有無
- ③ $X_1$ の損害：財産損害はないがいくつかの非財産損害がある－取り残されたパニック・妹の死・旅行の中止
- ④置き去り事故の免責事由：B・C・DはYの履行補助者か。Dの過失につきYは責任を負うのか。Bには過失はないか。
- ⑤置き去り事故における $X_1$ の請求の当否、 $X_1$ の身勝手な態度は損害賠償請求に影響するか（418条というより慰謝料認定の総合判断的性格）。
- ⑥本件置き去り事故と本件死亡事故の因果関係：条件関係は存在するが相当因果関係があるか。413条の2第1項はこの判断に影響するか。
- ⑦死亡事故の免責事由：CやYには事故には帰責事由がないのでは。不法行為による損害賠償請求は認められなさそう。
- ⑧（以下、仮に死亡事故につき責任があるとされた場合）債務不履行においても同居の妹につき711条が適用されるか。
- ⑨Aの損害：70歳のAの逸失利益（年金および投資の収益）、本人慰謝料、遺族慰謝料。問題になるのは逸失利益の算定と投資収益。
- ⑩ $X_1$ の過失は「被害者側の過失」？：生活は共同しているとしても幼児のケースとは異なる。しかも $X_1$ の迷惑行動があったとしても死亡事故との因果関係はまったくないだろう。

## 【採点基準案】

1論点5点で積み上げ。想定論点は10個で最大50点ですが、期待する最大は9個45点。これに10%の印象点5点を加えて50点満点とします。

各論点・印象点は次のとおり採点します。印象点は論理運びや表現をみます。

たいへん良くできました	5点
良くできました	4点
まずまず合格点	3点
少し足りません	2点
かすった程度です	1点
触れていません	0点

集計後に全体の出来を見て補正をかけるかもしれません。

A 40点以上、B 35点以上、C 30点以上、D 25点以上、E 25点未満